

◆解説◆

サイバー犯罪の現状

渡 邊 晃

(警察庁生活安全局 情報技術犯罪対策課 課長補佐)

一 はじめに

近年、著しい発展を遂げている高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させるとともに、社会・経済活動の根幹を支える重要なインフラとして機能するようになりました。一方で、その影の部分とも言えるサイバー犯罪が急増しており、本稿では、サイバー犯罪の現状について説明したいと思います。なお、意見にわたる部分などは私見であることをあらかじめお断りしておきます。

二 サイバー犯罪とは

(一) サイバー犯罪の定義など

警察では、「情報技術を利用する犯罪」をサイバー犯罪と呼んでいます。平成二〇年中におけるサイバー犯罪の検挙件数は、六、三二一件であり、平成一六年からの五年間で約三倍に増加しています(図1)。

警察では、サイバー犯罪を大きく三つに分類しています。具体的には、①他人のID・パスワードを使用するなどしてコンピュータに不正にアクセスする行為(不正アクセ

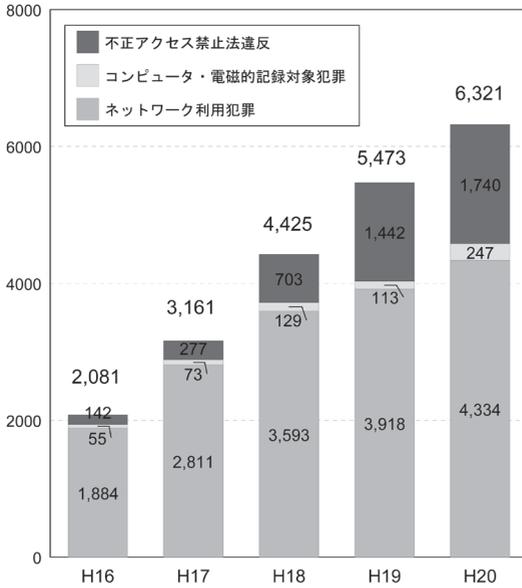
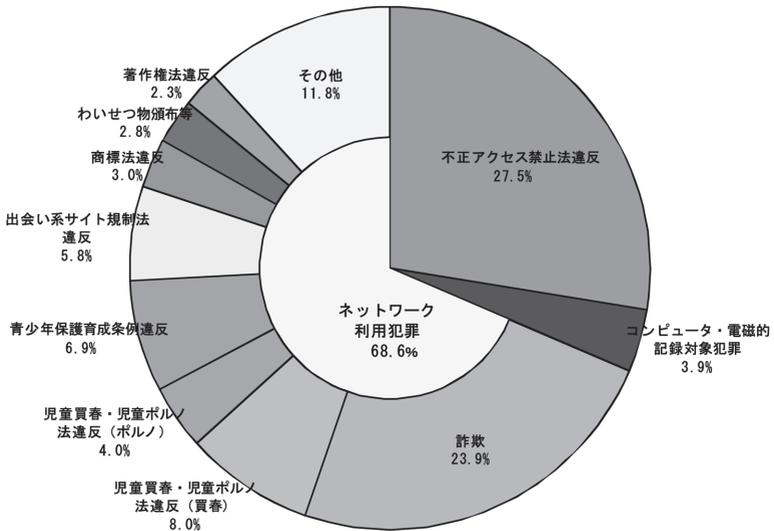


図1 検挙件数の推移

ス禁止法違反)、②コンピュータを不正に操作したり、記録データを改変・消去するといった行為(コンピュータ・電磁的記録対象犯罪)、③インターネットオークション等を利用した詐欺や海賊版・偽ブランド品の販売といった行為(ネットワーク利用犯罪)がサイバー犯罪に該当します(図2)。



(注) 比率は四捨五入しているため合計が100にならない。

図2 サイバー犯罪の罪名別割合

(二) サイバー犯罪の検挙事例

平成二〇年に警察が検挙したサイバー犯罪としては、次のような事例がありました。

○不正アクセス禁止法違反

男子高校生(当時一八歳)は、自ら作成した不正プログラムをファイル共有ソフトを利用して頒布し、不正プログラムに感染したコンピュータから他人のID・パスワードを不正に取得し、自ら不正アクセス行為を行うとともに、インターネット・オークションを利用して偽ブランド品を販売していた男らに、不正に取得したID・パスワードを販売し、その不正アクセス行為を補助しました(不正アクセス禁止法違反・同幫助 平成二〇年九月 群馬県警察)。

○コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

無職の男(当時二三歳)は、他人のID・パスワードを不正に取得し、そのID・パスワードを使用して、他人の銀行口座から自らが管理する銀行口座に不正に送金しました(刑法・電子計算機使用詐欺等 平成二〇年五月 警視

庁)。

○ネットワーク利用犯罪

無職の男(当時三三歳)らは、他人のID・パスワードを使用して、インターネット・オークションサイトに対する不正アクセス行為を行い、商品を売ると偽り、落札者から商品をだまし取りました(刑法・詐欺等 平成二〇年二月 大分県警察ほか)。

別の無職の男(当時二八歳)らは、携帯電話向けの無料音楽配信サイトを開設し、著作権者の許諾を得ないで、同サイトにアクセスした不特定多数の者に楽曲を配信しました(著作権法違反 平成二〇年一〇月 京都府警察)。

(三) 大学生等が関係したサイバー犯罪

○コンピュータ・ウイルスを利用した犯罪

インターネットを利用すれば、様々なファイルやデータをダウンロードすることができますが、その結果、コンピュータウイルスに感染して、コンピュータや記録されたデータがダメージを受けたり、個人情報等が外部流出するといった被害を受けることがあります。平成二〇年中には、

大学院生（当時二四歳）がパソコン内のデータを破壊・転送する自作のコンピュータウイルスに、感染したパソコンの画面に自動的に表示されるアニメの登場人物あるいは知人の顔写真等を含む画像データを添付し、ファイル共有ソフトを利用し、不特定多数に送信していたとして、逮捕されました（著作権法違反及び刑法・名誉毀損 平成二〇年一月 京都府警察）。

○オンラインゲームに関係した犯罪

他人のID・パスワードを無断で使用してオンラインゲームにログインすることは、犯罪（不正アクセス禁止法違反・一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）となりますが、罪の意識もなく、ゲーム感覚で安易に不正アクセス行為を行ってしまうケースがみられます。平成二〇年中には、大学生（当時二〇歳）が他の会員のアイテム（ゲーム上で使用できる武器等）を不正に入手するため、フィッシング（※）の手口により、他人のID・パスワードを入手して不正アクセスを行い、逮捕されました（不正アクセス禁止法違反等 平成二〇年二月 警視庁）。

※ 「フィッシング」とは、「更新手続をしないとサービスが利用できなくなる」などといった虚偽の電子メー

ルをインターネット上の各種サービスの利用者に送信して、偽のウェブサイトに誘導し、個人の識別符号（ID・パスワード等）を入力させ、不正に入手する行為を言います。

○インターネット上の掲示板等を利用したサイバー犯罪

インターネット上の掲示板等における誹謗中傷その他の書き込みが、犯罪を構成することがあります。平成二〇年中には、大学生（当時一九歳）が「今から大量の子供を殺す。」などと掲示板に書き込みを行い、学校に授業中止、集団下校等の措置をとらせたとして、逮捕されました（刑法・威力業務妨害 平成二〇年六月 愛媛県警察）。

三 サイバー犯罪の被害者とならないために

警察では、インターネット利用者等からサイバー犯罪等に関する相談を受け付けるとともに、サイバー犯罪による被害防止を図るため、各種広報啓発活動を行っています。

例えば、不正アクセスされないようにするには、パスワードは推測が容易なもの避け、定期的に変更するなど、適切に管理設定することが必要です。

また、インターネット上で詐欺に遭わないようにするには、身に覚えのない利用料金を請求されても慌てて料金を支払わないことや、インターネット・オークションでは取引相手をよく確認し、代金を着払いにするなどして、安全な取引ができるよう心掛けるといったことが必要です。

このほか、コンピュータウイルス等による被害防止のため、信頼できないファイルをダウンロードしたり、不用意に開いたりしない、また、セキュリティ対策ソフトやオペレーティングシステム等については、常に最新のものを使用（アップデート）するといったことも重要です。

四 おわり

インターネットは、様々な情報にアクセスできたり、普段会うことがない人々を結びつけたり、大変便利なものですが、その使い方によっては、犯罪に利用することも可能です。警察としては、取締りを強化するなど、サイバー犯罪に対し引き続き厳正に対処していきますが、インターネットを利用する皆さん一人一人も、自らがサイバー犯罪の被害者あるいは加害者とならないよう、インターネットに潜む危険性についても、本稿を通じて再認識していただ

れば幸いです。